

令和 7 年八千代市農業委員会

第 6 回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和 7 年八千代市農業委員会第 6 回総会議事日程

開催日時	令和 7 年 6 月 1 0 日（火）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 1 0 分
開催場所	八千代市役所 上下水道局 2 階 大会議室
日程第 1	議事録署名人の選任
日程第 2	議案上程（議案第 1 号～第 3 号，報告第 1 号～第 4 号）
日程第 3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第 1 号	農地法第 3 条の件（市許可分）
議案第 2 号	農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件 （農地中間管理事業の推進に関する法律）
議案第 3 号	八千代市地域計画策定に伴う意見聴取について
報告第 1 号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第 2 号	会長決裁事項の報告 合意解約の件
報告第 3 号	事務局長専決事項の報告 農地法第 4 条届出書の件
報告第 4 号	事務局長専決事項の報告 農地法第 5 条届出書の件

◆出席農業委員（14 人）

1 立 石 猛	2 佐 藤 孝 之	3 鈴 木 美 登
4 加 茂 太 郎	5 間 野 恵 一	6 立 石 巖
7 鈴 木 正 範	8 吉 橋 清 一	9 今 井 茂
10 周 郷 崇	11 黒 澤 京 子	12 花 島 淳
13 黒 崎 玲 子	14 稲 垣 哲 也	

◆出席農地利用最適化推進委員（11 人）

1 仲 村 秀 一	2 戸 田 真 一	3 將 司 実
4 志 田 啓 佑	5 塩 谷 正 人	6 古 池 正 二
7 太 田 雅 章	8（欠 員）	10 齋 藤 孝 一
11 市 川 善 美	12 長 岡 みづ枝	13 小 林 正 樹
（欠席委員：9 三栗谷 友 理）		

◆事務局（4人）

局長 永沼 浩一
主 事 木村 直人

次 長 小林 直樹

主 査 岩井 孝則

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0人（定員3人）

◆総会議事録

議長 (稲垣会長)	皆様、こんにちは。 ただ今出席されております，農業委員は１４人中１４人です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので，本日をもって招集されました令和７年八千代市農業委員会第６回総会は成立いたしました。 推進委員は１２人中１１人が出席しております。
議長	ただ今から開会します。 日程第１，議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに，異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め，指名します。 ３番 鈴木美登委員，９番 今井委員，両委員にお願いします。
議長	日程第２，議案第１号から議案第３号及び報告第１号から報告第４号をもって，本日の議題とします。
議長	この際，お手元に配付してあります文書により，朗読は省略しますので，ご了承願います。
議長	日程第３，これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は，議案第１号より逐次行います。
議長	議案第１号 農地法第３条の件，事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（１号１番）
局長	本件は，５月２７日，地区担当の周郷委員，齋藤推進委員と５月の現地調査班で調査を行いました。 場所は，案内図１ページをご覧ください。城橋の北西約３９０ｍに位置しています。 申請内容は，土地の売買取得です。 譲受人の申請理由は，農業経営の拡大を図りたいとするものです。

	農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地の田4筆がありますが、地理的条件が悪く耕作が困難な土地ではありますが、保全管理されていることを確認しております。 機械の保有、労働力、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。 常時従事要件は、従事日数が170日ですので、150日要件を満たしています。 地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。 10番 齋藤推進委員どうぞ。
齋藤推進委員	10番 齋藤です。 去る5月27日に現地調査を行いました。 現地は農地であり、適切に管理されておりました。 譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第1号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】

議長	挙手，全員であります。 よって，議案第１号の１番については，原案のとおり許可することに決定しました。
議長	議案第２号 農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件，本件につきましては，申請番号１０番から１２番に新規就農者がおりますので，別々に分けて審議・採決を行います。まず，申請番号１番から９番について，審議・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（２号１番）
局長	参考案内図１－１をご覧ください。 場所は，旧阿蘇小学校の南約７０ｍに位置しています。 借人の申請理由は，賃貸借権の新規設定で期間は１０年です。 賃貸借料は，年間６，５５０円です。 貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について，全部効率利用要件は，遊休農地はありません。 常時従事要件は，従事日数は２５０日ですので，１５０日要件を満たしています。
次長	議案朗読（２号２番から３番）
局長	参考案内図１－２及び１－３をご覧ください。 場所は，申請番号２番が旧少年自然の家の南約２７０ｍに，申請番号３番が八千代病院の北約３００ｍの範囲に２筆位置しています。 借人の申請理由は，申請番号２番が使用貸借権の新規設定で期間は５年です。申請番号３番は賃貸借権の新規設定で期間は同じく５年です。 賃貸借料は，年間２万円です。 貸人の申請理由は，それぞれその要望に沿いたいとするものです。 認可要件について，全部効率利用要件は，遊休農地はありません。 常時従事要件は，従事日数は２５０日ですので，１５０日要件を満たしています。
次長	議案朗読（２号４番から７番）

局長	参考案内図 1－4 及び 1－5 をご覧ください。 場所は、申請番号 4 番から 6 番は J A 八千代市本店の北約 1 8 0 m に 3 筆、申請番号 7 番は桑橋の南東約 4 9 0 m に位置しています。 借人の申請理由は、申請番号 4 番から 6 番が賃貸借権の新規設定で期間は 5 年です。申請番号 7 番は使用貸借権の新規設定で期間は同じく 5 年です。 賃貸借料は、年間 1 万円です。 貸人の申請理由は、それぞれその要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、全部効率利要は、遊休農地及び貸付地はありません。 常時従事要件は、従事日数は 2 5 0 日ですので、1 5 0 日要件を満たしています。
次長	議案朗読（2 号 8 番）
局長	参考案内図 1－6 をご覧ください。 場所は、市営霊園の東約 6 0 0 m に位置しています。 借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は 1 0 年です。 賃貸借料は、年間米 3 俵です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。 常時従事要件は、従事日数は 2 0 0 日ですので、1 5 0 日要件を満たしています。
次長	議案朗読（2 号 9 番）
局長	参考案内図 1－7 をご覧ください。丸が二つありますが、下の丸です。 場所は、小池病院の南東約 3 7 0 m に 3 筆位置しています。 借人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で期間は 5 年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。 常時従事要件は、従事日数は 2 5 0 日ですので、1 5 0 日要件を満たしています。説明は以上です。
議長	一括して、質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】

議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第2号の1番から9番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか一括して討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番から9番について、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番から9番については、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しました。
議長	次に、申請番号10番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。 【2号10番 申請人入室】
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問に座ったままで結構です。お答えください。事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（2号10番）
局長	参考案内図1－8をご覧ください。

議長	場所は、市立萱田小学校の南東約420mに3筆位置しています。 借人の申請理由は、5年間の使用貸借権の新規設定であり、農業への新規参入です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。 常時従事要件は、従事日数は150日ですので、150日要件を満たしています。説明は以上です。 委員の皆さんはお手元に申請人の営農計画書を配付していますのでご参照ください。 申請人は新規就農者ということですので、自らの営農計画の説明をお願いします。
申請人	今、個人事業主7年目で、今年から本格的に養蜂事業をやっていきたいと考えております。また、養蜂にあたっては、「八千代蜜」というブランドで、八千代を盛り上げる、八千代を知ってもらったり、八千代に愛着がある方に蜂蜜を通じて四季を感じてもらえるような売り方をしていきたいと思っております。 営農計画書ですが、土地の選定理由につきましては、貸主の方とテニスを通じた友人関係であり、その方の農地を借りて、蜜源作物の耕作と養蜂をやっていきたいと考えています。 今、巣箱を設置している場所から、住宅は見える位置にありますが、蜂は新川沿いの方向へ飛んで行っていくため、昨年5～6月頃に設置して以来、苦情等は発生していません。 年間作付計画に関しまして、作付け時期は蜜源作物に応じて適宜、耕作や作付けをしていきたいと思っております。作目は養蜂のための蜜源作物です。農作業従事延日数は150日を予定しております。年間収支計画に関しまして、1年目は40万円ほどの経費がかかり、3群で100kgを生産し、100万円の売上げを目指します。 経費の内訳としましては、養蜂の資材、巣箱や巣枠、人件費、貸主から借りる30畳ほどの作業小屋、蜜源作物の種子となります。既に作業用の軽貨物自動車、攪拌機（分離機）は所有しており、経費に計上していません。1年目は、3群で100kg、2年目は7群で200kg、3年目は15群で300kgと生産量を増やしていき、1年目は40万円、2年目は60万円、3年目は100万円という経費の中で、売上げは1年目100万円、2年目180万円、3年目270万円を計画しています。 生産物の処理方法、出荷に関しましては、JA八千代市ファーマーズマ

	マーケット「よったいよ」、カフェ店舗、国道１６号沿いの房の駅、八千代市中央図書館内のカフェ、各種イベントに参加して、売上げを確保したいと考えています。既にＪＡ八千代市ファーマーズマーケット「よったいよ」、カフェ店舗では、商品を置いて、販売をしています。八千代市中央図書館内のカフェでは、７月１日から販売開始の契約をしています。 農機具、作業場、倉庫等の確保方法は、手押しの耕うん機や肩掛けの草刈機を当面は貸主から借りて作業いたします。昨年も、このような手段で、整備を行いました。倉庫につきましては、先ほど申し上げた３０畳ほどの平屋を資材の保管や作業場所として利用させていただいております。 通作距離は、自宅から６ｋｍほどで、車だと２０分程度です。 蜜源作物に関しては、昨年１１月頃にヘアリーベッチという緑肥を植えて、今、花が咲き終わる時期となりますが、レンゲ、クローバー、菜の花、ひまわり、モミジ、背が高く目隠しにもなるソルゴーなどを植えます。できるだけ蜂たちの近くの蜜源で、効率的に蜜が採れるとともに、雑草対策の側面もありますので、そういった形で蜜源作物を耕作していきたいと思っております。
議長	ありがとうございました。続いて、質疑を行います。 質疑ありませんか。 ３番 鈴木美登委員どうぞ。
鈴木美登委員	３番 農業委員の鈴木です。 蜜源作物の作付けとのことですが、他の農作物は検討しましたか。
申請人	いったん蜂蜜を主に事業化していきたいと思っていますので、蜂蜜にとっての蜜源の耕作を優先させたいと考えております。
鈴木美登委員	もう１点、いろいろな蜜源を耕作していると、蜜の味も混じってしまいませんか。別々の花だけで集めるようになるのですか。
申請人	いろいろな花の蜜が集まっているものを百花蜜と言いまして、桜、レンゲ、アカシアとか書かれているものは単花蜜と言います。単花蜜のほうが高く売られていますが、私がやりたいのは百花蜜のほうで、４月に採れた蜂蜜、６月に採れた蜂蜜、８月に採れた蜂蜜、色も、粘度も、香りも、採れた時期によって、全然違います。この季節感を味わってほしいことから「八千代蜜」として、年間を通じた出荷をしながら、販売したいと思います。

議長	他に、質疑ありませんか。 12番 花島委員どうぞ。
花島委員	質問の前に事務局に確認したいのですが、今回の農地3筆は、以前、貸主の親戚が借りていたはずですが、どういった経緯で変わったのでしょうか。
事務局	従前の経緯については把握しておりません。貸主と借主それぞれ、本人が来庁して契約を交わしておりますので、貸主本人も同意していると認識しています。
花島委員	貸主は萱田地区でも、数少ない耕作者の一人です。自宅に近く条件も良かったので、気になって伺いました。 続いて、申請者に質問します。 おそらく蜜源というものは、自分で蒔いた花から採取というよりも、周りに咲いているものから採ってくると思います。 貸主は農地をたくさん持っていますが、本業は別の仕事をしており、農地の保全管理は大変で、ほぼ休耕状態だと思います。これから、規模拡大をして、本当に蜜源を耕作していく考えはありますか。
申請人	貸主の農地は、他も何箇所か現地確認しまして、口頭ですが、耕作しても良いとの話はいただいております。また、農業委員会からも、保品地区で新川に近い土地のあっせんがあり、規模拡大は可能だと思っています。
花島委員	現地を確認されたなら、分かっていると思いますが、貸主の農地は、トラクター等の機械が入りづらい土地が多いと思います。仮に巣箱の設置や蜜源耕作であれば、歩いて農地に行くことも可能で、萱田地区で規模拡大できそうだなと思いました。今後、広げていく予定はありますか。
申請人	面積を広げられるなら、広げていきたいと思っています。ただ、蜜源を広げても、蜂がちゃんと行くか分からないので、蜂の様子を見ながら、拡大していきたいです。また、住民も近くにいますので、あまり一極集中し過ぎないで、分散させるとか、盗難や防犯ということも考えながら、検討いたします。
花島委員	種類は西洋蜜蜂でよろしいですか。

申請人	はい。そうです。
花島委員	ダニ対策はどうされますか。
申請人	ミツバチヘギイタダニという天敵のようなダニがいるのですが、採蜜時期を避けて、アピバールという薬剤を投与して、ダニを減らします。薬剤は1種だけでなく、他にアピスタン、チモバールとあり、使用の際は、いろいろなルールに基づいて運用していきます。また、実際に去年の秋、使用してみて、どうなったか、結果も把握しました。
花島委員	どこかで、養蜂の修業はされましたか。
申請人	千葉県の長生村で、養蜂家の方に連絡して、1年間習っておりました。
花島委員	基本的なことは、理解していらっしゃるのですね。 最後の質問ですが、今、銀座の蜂蜜がすごい人気があるのは、ご存知だと思いますが、なぜだと思いますか。
申請人	私の捉え方としては、銀座の屋上での養蜂で、まず驚きがあり、さらに化粧品会社やケーキ屋など、いろいろな会社関わっているのも、そのような広がり二重の驚きで、購買意欲につながっていると思っています。
花島委員	そうですね。あと一つ加えるなら、銀座では、街路樹以外に農薬は使われていないか、非常に少ないと思います。八千代市では、農薬が使われている、農薬がかかっている蜜源になりますが、その辺をどうされるのかと心配しております。
議長	他に、質疑ありませんか。 2番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	営農計画書で、3年目には15群となっていますが、今の面積で足りるすか。
申請人	今の面積だと、10群（10箱）と見込んでいます。貸主の農地で新川沿いにも別の農地があり、そこで規模拡大は可能だと思っています。

佐藤委員	八千代市内でも、梨、いちご、蕎麦などがあり、蜜蜂で、花に受粉するなどは考えられたりしますか。
申請人	既に委員の一人から、相談はあり、業者から買った交配用蜜蜂は、弱ってしまったり、規模にそぐわなかったりといろんな課題があると伺っております。せっかく近いので、交配用蜜蜂の供給も検討したいです。
議長	他に、質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 申請人は退室してください。
	【２号１０番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第２号の１０番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第２号の１０番について、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第２号の１０番については、原案のとおり、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しました。

議長	次に、申請番号１１番から１２番について、申請人にお越しいただいて いますので、入室願います。 【２号１１番・１２番 申請人入室】
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問に座ったままで結構です。お 答えください。事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（２号１１番から１２番）
局長	戻りまして、参考案内図１－７をご覧ください。上の丸部分になります。 場所は、小池病院の東約２６０ｍに３筆位置しています。 借人の申請理由は、５年間の賃貸借権の新規設定であり、農業への新規 参入です。 賃貸借料は、合わせて年間１４、４９０円です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。 常時従事要件は、従事日数は２２５日ですので、１５０日要件を満たし ています。説明は以上です。
議長	委員の皆さんは、お手元に申請人の営農計画書を配付していますので、 ご参照ください。 申請人は新規就農者ということですので、自らの営農計画の説明を願ひ ます。
申請人	年間作付計画から説明いたします。３年後の面積について記載しており ますが、年間を通じてネギの栽培を中心に考えております。ネギが２０ａ、 従事日数は１０５日、初夏頃に枝豆が１０ａ、従事日数は４０日、ブロッ コリーとほうれんそうが、枝豆の後作として、それぞれ、従事日数は １０日と２２日、また１～１２月に中間管理作業としていますが、主に除 草を４８日予定して、合計で２２５日と計画しています。 続いて、３年目の年間収支計画ですが、種苗費３４万円、肥料費１８万 円、農薬費１３万円、出荷資材・出荷手数料１００万円、光熱費４万円、

	地代３万円，合計で１７２万円を生産経費としております。 生産収益は，作目別で，ネギが３２５万円，枝豆が６０万円，ブロッコリーが１８万円，ほうれんそうが３９万円，合計で，４４２万円，収益から経費を差し引きした農業所得を２７０万円と考えております。 生産物の処理方法ですが，出荷先としましては，ＪＡ八千代市ファーマーズマーケット「よったいよ」と道の駅やちよを考えています。 農機具，作業場，倉庫等の確保方法につきましては，管理機，軽トラック，動力噴霧器を購入予定です。作業場は農業ハウスを建てて，こちらで作業を行います。 通作距離ですが，現在，千葉市に在住していまして，距離は３０ｋｍで，時間は軽トラックで６０分です。時間がかかるので不動産屋で物件を探しており，将来的に八千代市に転居予定です。説明は以上となります。
議長	ありがとうございました。続いて，質疑を行います。 質疑ありませんか。 ２番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	２つ質問があります。１つ目は，ネギが主要作物とのことですが，昨今，夏は高温などがあります。何か対策は考えていますか。
申請人	近年，非常に暑いということで，品種改良も進んでいることもあり，種苗会社が出している最適な品種を選んで育てていきたいと考えています。
佐藤委員	ネギは土中の虫が悪さをするのですが，虫の対策は考えていますか。
申請人	定期的に短い間隔で農薬を散布すること。土寄せをして，ネギ自体に育つ力を与えていくような管理作業を短い間隔で行います。
議長	他に，質疑ありませんか。 １２番 花島委員どうぞ。
花島委員	ネギは苗木から育てるのですか。
申請人	はい。そうです。
花島委員	栽培面積からして，この売り上げは出ますか。

申請人	収量としては10aあたり、3,250kgと見込んでいます。
花島委員	ネギは相当太くなりますね。どの位の間隔で栽培していくかになるのですが、出荷次第の面もあり、直売所であれば高値安定しているので、自分で直売所を選ぶ方が良い値段が出るかもしれません。ただ、JA八千代市ファーマーズマーケット「よったいよ」のみでは、競合して競り合ってしまうので、計画の収益が出るかなと疑問を持ってしまう。一度、ネギ専門の方に聞いてみても良いと思います。
議長	他に、質疑ありませんか。 6番 立石巖委員どうぞ。
立石巖委員	確認ですが、農業ハウスは、この土地に建てようと考えていますか。作業場としても使用するとのことでしたが、どのくらいの大きさを予定していますか。
申請人	全長は18mで、間口が5.4m（3間）です。
議長	他に、質疑ありませんか。 1番 立石猛委員どうぞ。
立石猛委員	2点ほど伺います。1つは、ネギは一度作ると連作はできないですね。同じ面積の裏作を何か考えていますか。
申請人	緑肥を植えて、同じものを作らないようにします。
立石猛委員	プロの方は裏作に人参を入れたり、薬物を入れて回転させています。緑肥を植える余裕はないと思います。 それから、JA八千代市ファーマーズマーケット「よったいよ」や道の駅やちよにしても、ネギのプロが結構います。良い品物を出さないと競争は激しいと思います。ネギについて、どこかで経験は積んでいますか。
申請人	1年間、農業大学校で研修をしています。
議長	他に、質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】

議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 申請人は退室してください。 【２号１１番・１２番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第２号の１１番から１２番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第２号の１１番から１２番について、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第２号の１１番から１２番については、原案のとおり、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しました。
議長	ここで、議案第３号の審議にあたり、経済環境部農政課の担当職員にお越しいただいておりますので、入室願います。 【農政課職員入室】
議長	議事を進めます。 議案第３号 八千代市地域計画策定に伴う意見聴取について、農政課より説明願います。
農政課	それでは、地域計画更新に伴う意見聴取についてご説明させていただきます。

	なお、本件議案は農業経営基盤強化促進法第19条の6項で「市町村は地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない」とされていることから意見聴取を行うものであります。本日は下高野地区について意見を伺いたいと思います。 なお、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区へも意見聴取を行っており、現時点で、土地改良区より、実行に向けて取り組んでいただきたい旨要望として回答をいただいております。 本日は資料を2種類使用して説明いたします。地域計画と目標地図はお手元にありますでしょうか。 下高野地区です。令和7年1月30日、農業委員、推進委員の皆さまにご協力いただき協議の場を実施し、延べ15名にご出席いただきました。大きな変更はありませんが、天神橋架け替え工事に伴う、迂回路設置のため、公共転用の場合についても地域計画の変更が必要になり、当該農地は、一時転用予定のため、地域計画の対象農地から外すことになりました。 変更場所については、目標地図をご覧ください、赤い丸で囲んだ場所になります。 面積については、地域計画をご覧ください、1項の「1 地域における農業の将来の在り方」内の赤い線で囲んだ箇所になります。 当初、地域計画の策定時は、下高野地区の農地すべてを面積に参入しておりましたが、他地区の地域計画に合わせ、着色された面積のみ、参入する方針となったため、少々変動があります。 では、それぞれ変更になった面積を読み上げていきます。 「(1) 地域計画の区域の状況」の区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）は、34.76haから25.74haへ ①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積は、28.87haから20.9haへ ②田の面積は、19.12haから14.05haへ ③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）は、15.63haから10.32haへ ⑤区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計は、20haから10haへ変更となりました。こちらは、拡大希望の方がお二方おりましたが、一名の方が体調不良で、耕作が難しいとのことで、変更しています。また、参考ではありますが、区域内における70歳以上の農業者の農地面積の合計は、20.9haから6.08haへ変更しています。 以上、協議の結果に合わせて計画を変更いたしました。また、取りまとめた内容については、公表を行う予定です。 地域計画は原則として年に1回更新を行うものとされています。また、
--	---

	補助事業活用等で地域計画の変更が必要になった際は、その都度協議を行う予定です。 また、農業委員さんの台帳調査の結果を計画に反映させていく等、今後とも連携して地域計画を推進してまいりたいと考えております。今後ともよろしく願いいたします。説明は以上です。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 2番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	天神橋架け替え工事は、どのくらいの期間の予定ですか。
農政課	土木建設課の工事になりまして、令和8年秋ごろから9年度末の予定です。
議長	他に質疑ありませんか。 4番 志田推進委員どうぞ。
志田推進委員	目標地図を見ていますが、今現在、水田を耕作している人で、そのまま色付けしているように見受けられ、色付けがバラバラに感じます。耕作者が耕作しやすいように集積する方向で色付けするのが、地域計画の目標の一つだと思いますが、下高野地区の方々は、どのように考えているのか伺います。
農政課	一見バラバラに見えますが、天神橋周辺で色が似ていて分かりづらいところもありますが、青一色になっている区域があると思います。この区域は、耕作できる人がいれば、集積できる場所として、下高野地区の方々の合意が取れているところになります。ただ、今のところ、耕作者が決まっていないので、未定の扱いとなっております。 逆に、東側の佐倉市寄りの部分は、色付けがバラバラではありますが、個人で継続の意向が強い地域で、誰かまとめて耕作できる人がいたとしても、貸したくないとの意向が多いという現状になります。
志田推進委員	例えば黄色の耕作者の方がいらっしゃいますが、一箇所にとまとめるとかはできなかったのですか。
農政課	市が集積する方向で話をしますが、先祖代々受け継がれた土地という意

	識の耕作者が多く、個人で頑張ってきて、土地の特性なども把握しており、交換を受け入れられなかったということがあります。
志田推進委員	承知しました。
議長	他に質疑ありませんか。 12番 花島委員どうぞ。
花島委員	先ほどの青く色付けされた集積予定場所は、くろ（畦畔）を抜いて水田を拡大する計画はありますか。
農政課	基本的に水稻をやってくれる人が良いと、話がまとまっておりまして、是非、水田を1枚にまとめてもらって、区画拡大してもらいたい地区となります。
花島委員	下高野地区は、水田にパイプラインも届いていて、大きな区画になれば、条件は悪くないと思います。耕作できる人がいないのですか。
農政課	元々、10年後にやっていただこうという方はおりましたが、先ほど説明したとおり、体調不良で未定の状態になっているため、今、耕作できる方を探している段階です。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 農政課の担当職員の方は退室してください。ご苦勞様でした。 【農政課職員退室】
議長	議事を進めます。 議案第3号について、八千代市地域計画の策定に伴い、協議の結果及び目標地図の素案との内容に関し、農業委員会として報告すべき意見はありますか。 【「意見なし」の声あり】

議長	続いて採決を行います。 議案第３号について、協議の結果及び目標地図の素案との内容に関し、農業委員会として報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第３号については、農業委員会として報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しました。
議長	報告第１号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（１号１番から２番）
議長	報告第１号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第２号 会長決裁事項の報告について、合意解約の件、事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（１番）
議長	報告第２号については、報告のとおり通知があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第３号 事務局長専決事項の報告について、農地法第４条届出書の件、事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（１番から２番）
議長	報告第３号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第４号 事務局長専決事項の報告について、農地法第５条届出書の

	件，事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（１番から４番）
議長	報告第４号については，報告のとおり届出があり受理済みでありますので，ご承知願います。
議長	その他といたしまして，八千代市農地利用最適化推進委員の募集について，６月６日で受付を締め切りました。申し込み状況について事務局より報告願います。
事務局	推進委員の応募の状況について，報告いたします。 ５月８日から６月６日までの１カ月間募集を行い，団体からの推薦による者１人の申込がありました。 この結果を受け，この後の総会運営委員会において，選考方法について協議するものといたします。今後のスケジュールとしましては，今月中に評価委員会を開催して候補者の選考を行い，７月総会に上程する予定としております。報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 本日の総会後に申し込み者の選考方法について，総会運営委員会にて協議するとのことであり，関係委員の皆様においては，出席をお願いします。
議長	その他といたしまして，意見書策定に向けたアンケートの件，意見書策定委員長の今井委員より説明願います。
今井委員	意見書策定委員長の今井です。 ５月に開催された意見書策定委員会で，今年度の意見書策定に向け，委員の皆様からもご意見をいただくことに決定しました。 皆様のお手元に配布してあります「意見書策定に向けたアンケート」をご覧ください。 全部で３つの設問があります。 問１は，農業上の課題について，特に気になるものを３つまで選択してください。 問２は，問１で選んだ項目に関することで，具体的な事例等があればお書きください。 問３は，それらの課題解決に向けて，市に要望したい点を自由にご記載

	ください。 締め切りですが、集計の都合上、6月20日までとさせていただきます。ご記入の上、事務局までご提出ください。 お忙しい中恐縮ですが、ご協力をお願いします。報告は以上となります。
議長	委員の皆様におかれましては、アンケート回答へのご協力をお願いします。今井委員ありがとうございました。
議長	次に、全国農業委員会会長大会が先月28日に開催され、私が出席しましたので報告いたします。
議長	5月28日に、令和7年度全国農業委員会会長大会が、渋谷公会堂において、開催されました。この大会が始まる前に、第31回農業委員会だより全国コンクール表彰式が開催されました。最優秀賞は、京都府京丹波町の「京丹波町農業委員会だより」が受賞されました。優秀賞は、福島県いわき市の「いわき市農業委員会だより」と鹿児島県指宿市の「指宿市農業委員会だより」が受賞されました。八千代市の農業委員会だよりにつきましては、全国農業新聞賞に選定されまして、5月23日の全国農業新聞に掲載されていますので、ご覧ください。 表彰式後、全国農業委員会会長大会が開催されました。第1号から第4号まで話し合われまして、第1号議案は、政策提案決議として、改正基本法基本計画における政策の実践に向けた提案、第2号議案は、「地域計画の実現により持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ決議、第3号は、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議、第4号は、令和7年度全国農業委員会会長大会実行運動計画について話し合われましたので、ご報告いたします。 千葉地区内で、会長大会に参加した農業委員会は、市原市、習志野市、八千代市の3市で、衆議院及び参議院の議員会館を訪問し、県内選出の国会議員の皆様へ要望書を届けておりますが、いずれも公務で不在のため、秘書の方へ渡しております。
議長	次に、千葉地域農林業振興普及協議会通常総会が先月29日に開催され、佐藤委員が出席しましたので報告をお願いします。
佐藤委員	5月29日に、千葉地域農林業振興普及協議会通常総会に出席してまいりました。議題としては、令和6年度の実績報告及び収支決算、令和7年度の実施予定及び予算で、特に意見はなく決定されました。今回、役員の

	改選もありましたが、会長、副会長、監事は、引き続き同じ方が就任することです。 もう一点、農業事務所の改良普及課八千代グループの職員が、八千代市内を見ていただいて、ナガエツルノゲイトウの対策について、お話がありました。結果的に根絶は困難ですが、少しでも防除しましょうとのことあります。報告は以上です。
議長	その他、報告のある方はいますか。 【「報告なし」の声あり】
議長	報告はないようですので、以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。
次長	連絡事項は全部で3点です。 1) 次回の総会について 7月7日(月)午後1時30分から 市役所旧館4階 第1委員会室 2) 次回の現地調査について 6月27日(金) 担当委員：鈴木美登委員、今井委員 午後1時15分に事務局へ集合 3) 農林水産統計調査について 調査の一環として、関東農政局の職員や調査員が農地での現地確認や聞き取りを行いますのでお知らせします。 連絡事項は以上となります。
次長	農地のあっせん希望及び地域計画に関するアンケート調査について、事務局職員より説明があります。
事務局	お手元に配付している資料「令和7年第6回総会 あっせん希望農地一覧」をご覧ください。 6月のあっせん希望は、全部で4件あり、吉橋地区が1筆、麦丸地区が6筆、萱田地区が5筆、大和田新田地区が1筆の合計13筆です。 会場内に掲示している八千代市の白図上では、「緑色のシール」で各筆の位置を示しております。

	なお、「青色のシール」は4月総会にて、「赤色のシール」は5月総会にて、各担当委員へあっせんをご依頼した筆の位置になります。 今回の担当委員は、吉橋地区が吉橋委員、麦丸地区が周郷委員および齋藤推進委員、萱田地区が花島委員、大和田新田地区が鈴木美登委員となります。 担当の委員は、3か月後の9月8日の総会までに原則1人以上のあっせんを行い、お配りしている「あっせん結果報告書」をもってご報告ください。 なお、あっせんを行っても成立しなかった場合でも、その理由を報告書へ記載のうえご報告をお願いします。 次に地域計画に関するアンケートについてお願いがあります。 お配りした「地域計画のアンケートにご協力ください！」との題名の資料をご覧ください。 本アンケートは農林水産省が実施しており、地域計画の策定にあたった関係者に対し、その取り組みの実態についてご回答頂くものです。 各自、資料にあるQRコードをスマートフォンで読み取っていただき、回答をお願いします。また、スマートフォンでの回答が難しい場合は、設問を印刷したものをお渡ししますので、事務局までお申し出ください。 なお、回答の期限が6月13日までとなっておりますので、早目にご回答いただけるようお願いいたします。 農地のあっせん希望及び地域計画に関するアンケート調査に係る説明は以上です。
花島委員	すみません。質問よろしいですか。
議長	12番 花島委員どうぞ。
花島委員	農地のあっせん希望のところで、萱田地区で5筆とのことでしたが、この農地が選ばれた経緯を伺います。
事務局	農地法第3条の届出において、農地を相続された方の希望により、あっせん依頼があったものとなります。
花島委員	分かりました。
議長	以上で令和7年第6回総会を閉会します。